別紙様式第七号第２中間貸借対照表の記載上の注意１⑴を次のように改める。

⑴　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第七号の二第１中間貸借対照表の記載上の注意１⑴を次のように改める。

⑴　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第七号の二第２中間貸借対照表の記載上の注意１⑴を次のように改める。

⑴　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第八号第１中間連結貸借対照表の記載上の注意２⑴を次のように改める。

⑴　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第八号第２中間連結貸借対照表の記載上の注意１⑴を次のように改める。

⑴　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十一号第２の２記載上の注意１⑴及び別紙様式第十二号第１中間連結貸借対照表の記載上の注意２⑴を次のように改める。

⑴　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十二号第２中間連結貸借対照表の記載上の注意１⑴を次のように改める。

⑴　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第七条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項中「、第五号ヲ並びに第六号」を「並びに第五号チ」に改め、同項第六号中「事業年度の末日」の下に「（中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日）」を加える。

第十八条の三中「、第三号ホ及び第四号」を「及び第三号ホ」に改め、同条第四号中「事業年度の末日」の下に「（中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日）」を加える。

第二十五条の八の二第一項中「、第四号ホ並びに第五号」を「並びに第四号ホ」に改め、同項第五号中「事業年度の末日」の下に「（中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日）」を加える。

（保険業法施行規則の一部改正）

第八条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第六号第２生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表の記載上の注意１⑴を次のように改める。

⑴　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第六号第２生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表の記載上の注意１⑴を次のように改める。

⑴　継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別